

入 札 説 明 書

奈良県立大学近隣家屋等事後調査業務委託

第 県大－委 1 号

令和 7 年 6 月

奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課

入 札 説 明 書

入札公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。

2 技術提案書に関する事項

- (1) 配置予定技術者（企業）の経験、能力及び手持ち業務量に関する評価項目は、別紙－1（技術提案書に係る評価項目）に記載のとおりとします。
- (2) 評価の基準
評価基準及び技術点の配点は別紙－1に記載のとおりとします。
- (3) 技術提案書について、業務名・業務番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合（技術提案書（事後）のみ）は失格とする。

3 技術提案書（自己申告評価点）の作成及び記載上の留意事項

- (1) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書（自己申告評価点）は様式3により作成してください。
- (3) その他

ア 提出された技術提案書（自己申告評価点）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書（自己申告評価点）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書（自己申告評価点）の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

4 技術提案書（事後）の作成及び記載上の留意事項

（１）作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

（２）技術提案書（事後）は様式４、様式５、様式６及び様式７により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはＡ４以上とすることとし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが確認できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出して下さい。配置予定技術者の実績については氏名（フルネーム）等が整合できるものを提出して下さい。（文字等の判読困難である場合又実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります。）

（３）提出された技術提案書（事後）及びその添付書類（以下、「技術提案書等（事後）」といいます。）を確認した結果、技術提案書（自己申告評価点）（様式３）の自己申告評価点算出欄に記載の申告点数（技術点合計（自己申告評価点）を含む。）に誤りがあった場合については、次のように取り扱います。

ア 点数が過大評価されていた場合は、当該評価の着目点について適切な点数に修正の上、評価します。

イ 点数が過小評価されていた場合は、当該評価の着目点について記載された点数により評価します。（点数の修正は行いません。）

ウ 点数が記載されていない場合（点数の記載が明瞭ではなく、点数が確認できない場合を含む。）は、当該評価の着目点における最低の点数に修正の上、評価するものとします。

（４）配置予定技術者の資格等について、様式４、様式５及び様式６に記載してください。

なお、様式５については、複数名分（８名分まで）提出することができます。評価にあたっては、各評価の着目点毎に全ての担当技術者の平均値により採点します。（各担当技術者ごとに点数をつけ、それらを合計し、担当技術者の人数で割る。）

また、下記イ、ウ及びエにおける業務実績等について、提出のあった各様式に記載の実績数が提出を求める実績数の制限を超過している場合は、それぞれ技術点が最も低くなる業務実績等を採用します。

ア 保有資格（様式４、様式５及び様式６）

別紙－１で指定する資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。

イ 業務実績（様式４及び様式５）

主任技術者又は担当技術者として従事し、平成２７年４月１日以降、本業務における公告日までに完了した別紙－１で指定する業務の実績を２件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（以下「テクリス」といいます。）」におけるテクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付してください。また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し

等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

ウ 地域精通度の実績（様式4及び様式5）

主任技術者又は担当技術者として従事し、平成27年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した別紙ー1で指定する地域における業務実績を1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付してください。また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

エ 技術者の表彰の実績（様式4及び様式5）

主任技術者又は担当技術者として従事し、令和2年4月1日以降、令和6年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに国土交通省近畿地方整備局の局長、部長又は事務所長から受けた優秀建設技術者表彰（建設コンサルタント等）の実績を1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、表彰状の写しを添付してください。

オ 手持ち業務の状況（様式4及び様式5）

本業務の公告日の時点において従事している業務（照査技術者として従事するものを除きます。）のうち、契約金額が100万円（税込み）以上の業務（テクリス登録されていない業務も対象となります。）について記載してください。

また、記載した業務についての契約金額、契約件数及び従事していることを確認できる資料（テクリス契約（変更）登録（登録内容確認書（業務実績））の写し等）を添付してください。なお、技術点の評価が0点の技術者については、資料の添付の必要はありません。

カ 企業の表彰の実績（様式7）

企業として令和2年4月1日以降、令和6年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに国土交通省近畿地方整備局の局長、部長又は事務所長から受けた優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の実績を1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、表彰状の写しを添付してください。

(5) 技術提案書（事後）に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をテクリス登録することはできません。

(6) その他

ア 提出された技術提案書等（事後）は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された技術提案書等（事後）は、返却しません。

ウ 提出された技術提案書等（事後）の内容について、疑義がある場合は、必要に応じ技術提

案書等（事後）の記載事項に関するヒアリングを行うことがあります。また、その結果、差し替えは認めませんが、補足の資料提出を求めることがあります。

5 競争入札参加資格の確認

（１）競争入札参加資格確認申請書等の提出について

開札後、落札候補者及び入札公告第１の６で示す調査基準価格の１１０分の１００に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る価格で入札を行った者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

対象書類	・ 競争入札参加資格確認申請書（様式８） ・ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式８－１）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出方法	持参
提出先	入札公告第３に記載のとおり
作成・提出に係る費用	申請者負担

（２）競争入札参加資格確認申請書等の作成等

競争入札参加資格確認申請書等は、下記ア、イのとおりとし、次に従い作成してください。

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式８）

入札公告第２の１に掲げる資格について、補償コンサルタント登録規程（昭和５９年９月２１日建設省告示第１３４１号。以下同じ。）第２条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を様式８に記載し、同規程第７条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙の写しを添付してください。

イ 配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式８－１）

入札公告第２の４に掲げる資格等があることを示す書面を様式８－１により作成してください。その内容を確認できる書類として、資格等を証する書面の写し及び直接的な雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

なお、主任技術者については、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に３か月以上の雇用関係（代表者可）にある者でなければなりません。

また、様式８－１で提出する配置予定技術者は、技術提案書様式４、様式５及び様式６で提出する配置予定技術者と同一の技術者でなければなりません。

（３）競争入札参加資格確認申請書等の作成説明会

実施しません。

（４）競争入札参加資格の確認は、開札後に落札候補者及び調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対して行うものとします。ただし、競争入札参加資格要件のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録及び入札参加者の所在地に関する条件については、入札書提出時においても確認を行うものとします。

（５）その他

ア 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限

を定めた場合は、その期限)以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

6 入札の手続

- (1) 入札は郵送によるものとし、電送による入札は認めません。
- (2) 入札者は、その提出した入札書(様式1)を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札者は、所定の入札書(様式1)、積算内訳書(様式2)を作成し、封をした上、期日までに所定の場所に書留郵便してください。
※二重封筒とし、表封筒に<開札日>、<業務名>及び「入札書在中」を朱書きするとともに、中封筒に入札書及び積算内訳書を入れ、封印等の処理をしてください。
- (4) 技術提案に係る項目について、技術提案書(自己申告評価点)(様式3)の自己申告評価点算出欄に自己採点を記載し、書留郵便してください。提出のあった自己申告評価点を正しい数値と仮定して評価値を算定します。
※事前に開封しますので、入札書等とは別の封筒で提出してください。
- (5) 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 入札執行回数は、1回とします。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 技術提案書が適正でない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札
- (5) 本県により競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札公告第7の1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。評価値の最も高い者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。
ただし、落札者の決定については、一時保留し、技術提案書等(事後)の確認及び競争入札参加資格の確認を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、入札結果を通知します。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、調査基準比較価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調

査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

- (3) 本件業務の入札において調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、奈良県地域創造部低入札価格調査制度（建設コンサルタント業務等）に係る取扱要領に規定する書類を開札の日の翌日（その日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日）の午前9時から正午までの間に次の提出先へ持参するとともに、奈良県こども・女性局低入札価格審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

なお、書類が提出されない場合及び聞き取り調査に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

提出先：奈良市登大路町30番地

奈良県地域創造部こども・女性局 教育振興課 教育企画・政策研究係

9 積算内訳書に関する事項

- (1) 作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とします。
- (2) 積算内訳書は様式2により作成してください。
- (3) 積算内訳書は、仕様書の対応するレベル3までの内訳書とする。業務番号、業務名並びに商号又は名称及び所在地を記載することが必要です。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (4) 積算内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記ア～オのいずれかに該当する場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
- ア 積算内訳書を提出しない場合
- イ 積算内訳書の「業務価格（入札書記載金額）」欄に記載される金額が「入札書」に記載される金額と一致していない場合
- ウ 積算内訳書における項目の計及び合計の計算が間違っている場合
- エ 積算内訳書において仕様書に示された項目の金額を記載していない場合
- オ その他記載内容に不備がある場合

10 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合の取扱い

- (1) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者で契約者となったものは、発注者が行う調査及び資料の提出に応じなければなりません。
- (2) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、各照査段階完了時に受注者の負担により、発注者の承諾を受けた受注者と同程度の企業規模の他の奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する者の照査を受けて納入しなければならないものとし、受注者の責めにより実施出来なかった場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。ただし、設計図書により照査の実施を定めていない業務については、対象外とします。
- (3) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務完了後に業務コスト調査を行うものとします。業務コスト調査に係る資料は、業務完了後90日以内に提出するものとします。提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務について、委託業務等成績評定点を10点減じるものとし、さらに地域創造部、県土マネジメント部、食農部又は環境森林部（森林環境課及び県産材利用推進課に限る。以下同じ。）が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。
- (4) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、虚偽の資料提出または説明を行っ

たことが明らかになった場合は、入札参加停止措置等をとる場合があります。

- (5) 調査基準比較価格を下回る入札を行った者と契約した後、本調査で提出された資料等を調査職員に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととします。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって契約した業務における委託業務等成績評定点が70点未満の業務においては、委託業務等成績評定通知書が通知された日以降に、地域創造部、県土マネジメント部、食農部又は環境森林部が入札公告を行う新たな業務入札において、競争入札に参加する者に必要な企業の元請実績として認めないものとします。
- (7) 調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者と契約する場合においては、入札公告第1の4に定める業務期間の始期（着手日）が変更となることがあります。

11 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けている場合は、契約を締結しません。

12 技術者の配置

落札者は5の（2）のイに定める資料に記載した配置予定技術者をこの業務に配置するものとします。

業務の実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限ります。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。ただし、調査基準比較価格を下回る入札を行った者で契約者となったものは、業務の履行中に、配置予定管理技術者が業務の履行を継続するのが不適当と認められる場合には、配置予定主任技術者とは別に同等の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があります。

また調査基準比較価格を下回る入札価格で契約に至った場合、受注者が現地における作業を行っている期間中、配置予定主任技術者は、現場に常駐しなければなりません。ただし、真にやむを得ない理由により常駐ができない期間が生じる場合については、事前に調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、監督職員。以下同じ）の承諾を得る必要があります。配置予定主任技術者は、現場常駐の履行が確認できる写真（現地作業を行った日について全て）を成果品とともに提出しなければなりません。なお、受注者の責めにより現場に常駐できなかった場合、または現場常駐の履行を確認できなかった場合は、委託業務等成績評定点を10点減じるものとします。

13 関連情報を入手するための照会窓口

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県地域創造部 ども・女性局 教育振興課 教育企画・政策研究係
電話 0742-27-8919（直通）